



1. 労働保険の年度更新について
2. パートタイム労働法の改正について
3. 数字から見る健康保険組合の現況

## 1. 労働保険の年度更新について

### ■労働保険の年度更新とは

労働保険の保険料は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間を単位として、すべての労働者(雇用保険については被保険者)に支払われる賃金の総額に、その事業ごとに定められた保険料率を乗じて算定します。

保険料は、保険年度ごとに概算で納付し、保険年度末に賃金総額が確定したあとに精算する方法を取っていますので、前年度の保険料を精算するための確定保険料の申告・納付と新年度の概算保険料を納付するための申告・納付の手続きが必要となります。その手続きを「年度更新」と言い、毎年6月1日から7月10日までの間に行うこととなっています。

### ■対象者と賃金額を正しく把握！

前述のとおり、労働保険料・一般拠出金は、その事業に使用されるすべての労働者に支払った賃金総額を基に算定するため、賃金総額を正確に把握しておくことが必要です。

「労働者」とは、職業の種類を問わず、事業に使用される者で、賃金を支払われる者をいいます。

「賃金」とは賃金、給与、手当、賞与など名称の如何を問わず労働の対償として事業主が労働者に支払うすべてのものをいい、一般的には労働協約、就業規則、労働契約などにより、その支払いが事

業主に義務付けられているものを指します。

### ■その他の主な留意点

- ① 出向者  
労災保険に関する賃金は出向先の賃金総額に算入します。
- ② 役員  
代表者や役員について、役員報酬のみが支払われている場合、その役員報酬は算定賃金から除外します。兼務役員については、役員報酬以外の労働者としての賃金部分のみ算定賃金に含めます。
- ③ 免除対象高齢労働者  
保険年度の初日(4/1)に満64歳以上の方は「高齢労働者」として雇用保険料が免除されるため、雇用保険の算定対象賃金からも除外します。
- ④ 対象賃金の考え方  
保険料算定期間中(平成25年4月1日～平成26年3月31日)に支払いが確定した賃金を算入します。保険料算定期間中に支払いが確定した賃金は期間中に支払われなくても算入します。
- ⑤ 料率について  
・ 労災保険率は業種ごとに55の区分に分類されて労災保険率表により定められています(事業所によりメリット制が適用されている場合があります)。  
・ 平成26年度の雇用保険率は前年度と同率(一般の事業:13.5/1000)です。  
・ 一般拠出金率は一律0.02/1000です(平成26年度分より料率が改定されています)。
- ⑥ 端数の取り扱いについて  
集計した算定基礎賃金額は千円未満切捨て、保険料額・一般拠出金額は1円未満切捨てとなります。

年度更新に関する詳細は、5月末～6月初旬に各都道府県の労働局より各社様あてに送付されるご案内をご確認いただくか、弊社担当者までお問い合わせください。



## 2. パートタイム労働法の改正について

平成26年4月16日にパートタイム労働法の改正法案が成立しました。今回の改正は、非正規労働者の待遇改善を主な目的としています。正式な施行日は決定していませんが、今回の改正法案成立を受け、多くの企業様で何らかの対応を検討されているのではないかと思いますので、ここでは改正のポイントについて確認していきたいと思います。



### ■改正のポイント

#### (1) 正社員と差別的取り扱いが禁止されるパートタイム労働者の対象範囲の拡大

これまで、正社員と差別的取り扱いが禁止されるパートタイム労働者については、①職務内容が正社員と同一、②人材活用の仕組み(人事異動等の有無や範囲)が正社員と同一、③無期労働契約を締結していることとされてきましたが、今回の改正では、③の項目が消去され、①、②に該当すれば、有期労働契約を締結しているパートタイム労働者も正社員と差別的取り扱いが禁止されることとなりました。

#### (2) 「短時間労働者の待遇の原則」の新設

「事業主が、雇用するパートタイム労働者の待遇と正社員の待遇を相違させる場合は、その待遇の相違は、職務内容、人材活用の仕組みその他の事情を考慮して、不合理と認められるものであってはならない」という全てのパートタイム労働者を対象とした待遇の原則の規定が創設されます。

#### (3) パートタイム労働者を雇い入れたときの事業主による説明義務の新設

#### (4) パートタイム労働者からの相談に対応するための事業主による体制整備の義務の新設

この他、虚偽報告による過料や、厚生労働大臣の勧告に従わない企業名の公表制度の創設等が定められています。

## 3. 数字から見る健康保険組合の現況

健康保険組合連合会は4月18日に予算ベースでの健康保険組合の財政状況を発表しています。

### ■主な内容

- ・ 平成26年度予算では全組合合計で3689億円の赤字(7年連続赤字)が見込まれる。
- ・ 赤字組合は全組合の約8割
- ・ 平成26年度保険料率を引き上げた組合は、全組合の約3割
- ・ 平均保険料率は8.861%  
(協会けんぽの平均保険料率は10%)
- ・ 平成26年4月1日現在、被保険者数は約1564万人で前年度に比べ約5万人増加。被扶養者数は約1360万人で前年度に比べ約19万人減少
- ・ 被保険者一人あたりの平均標準報酬月額額は36万5273円、前年度比1669円増加。

全体を通して、財政状況の悪化が深刻な問題となっているようです。発表によれば、財政悪化の最大の要因は高齢者医療への過大な拠出金負担によるところが大きく、財政の行き詰まりから解散に追い込まれる組合が続出することを危惧する内容となっており、今後の動向が注目されます。

### ■SATO コラム■

先日、弊社東京オフィスでは初の「春のレクリエーション」が行われました。土曜日の早朝に貸し切りバスで神奈川県内にあるビール工場へ。工場見学後にいただいた出来立てのビールは格別でした(笑)。その後、新緑の中、皆でパーベキューをして楽しい時間を過ごすことができました。

いよいよ年度更新、算定業務と、社労士法人としては1年で一番忙しい時期を迎えます。それらを無事終えて、また皆で美味しいビールが飲みたい!と気持ちを持ちを新たにしたい1日でした。



**速報! 2014年7月28日(月)、東京駅近辺の会場で「夏の法務セミナー」を開催します! 詳細は次号にて!**